

スクは必ずあるので、家族の支えがある人でないと手術は引き受けられません。それも理解していただいた上で、家族の誰か一人でも反対したら、私は手術をしません」

「手術は延命治療ではなく、QOLを改善すること」という考え方だ。国領めいようクリニック(東京都調布市)の濱中久尚院長は、がんの手術も、がんの完治を目的としたものばかりではないと語る。例えば胃の出口に大きながんができたら、食べ物が腸に

流れなくなる。その場合、胃をつなぐバイパス手術をして症状をコントロールする方法を選択することもあるという。「残された時間、どうQOLの高い生き方をさせてあげられるかです。食べたいという思いが強い人であれば、がんは取らずにバイパ

スを作る手術だけ行うこともある。食欲がなく、食にこだわりがないという人なら、栄養点滴という方法もあるでしょう(濱中医師) 前述の、肝臓がんで妻を亡くした城崎慎治さんも、患者を支える家族の立場をこう考えるという。「生きる上で、その人が何

を大切にしているか。それを尊重してあげることが、家族にとっても幸せなことなのだと思います」 治療の判断基準は、医師や病院によっても様々である。「切る・切らない」を決めるためにも、「自分がどう生きたいのか」を考え、納得のいく選択をしたい。

迷惑するのは残された家族

貯金・借金・生命保険

死ぬ前にこれだけはハッキリさせておくべき

がんでなくても保険金は出る

「人が死亡したとき、預貯金についてトラブルになることが多いのは、『名義』の問題です。自分の名義以外の、たとえば妻や子ども、孫などの名義でも預金している人がいますが、死亡後、それがそのまま名義人の財

産となるとは限りません。通帳や印鑑を自分で管理していれば、いくら名義が家族のものであっても、あくまでも本人の資産とされ、相続財産として扱われる可能性があります。相続税も発生します。その点を勘違いし

ている人が多いのです」 こう警告するのは、「夢相続」社長の曾根恵子氏だ。人間、死ぬときは、家族に生活の心配がないよう、十分なお金を確保しておくべきもの。しかし現実には、渡せるはずの分を渡せなかったり、それどころか巨額のお金を払わせる羽目になったりと、大迷惑をかける

ことも少なくない。死亡を銀行に通知すると、その時点で口座は凍結される。いったん凍結された口座からお金を引き出すには、法定相続人全員の印鑑が必要なのだが、「海外にいる相続人や、音信不通で行方がわからない相続人がいる場合は問題です。場合によっては、葬儀

費用に困るにもなりかねない(前出・曾根氏) というから大変だ。さらに、預貯金よりも恐ろしいのは借金。ファイナンシャルアソシエツ代表の藤井泰輔氏は説明する。「困るのは、亡くなった後に借金が見つかることです。人間、嫌なことは明かしたくないので、家族にも黙っ

たまま借金を背負っているケースが結構あります」

借金を抱えた人が亡くなった場合でも、家族が「相続放棄」をすれば、背負い込む必要はなくなる。しかし、相続放棄ができる期間は死亡後3カ月以内。それを過ぎてから借金取りが返済を迫ってきたら、家族は返さなければならぬ。実際、消費者金融の中にも、相続放棄を恐れて死亡3カ月以内は督促せず、それ以降、家族を「追い込み」にかか

る怖い会社があるという。「もつと恐ろしいのは、故人が誰かの借金の連帯保証人になっているケース。債権者がお金を返せなくなった場合、連帯保証人が代わりに返済しなければならぬのですが、それが死んでしまっていると、保証人の家族にその保証債務のしかかります(前出・藤井氏)

サラリーマンなら、上司や同僚が住宅ローンを組む場合など、連帯保証人を頼まれることはよくある話。たとえば父親がそうやって誰かの連帯保証人になり、

それを家族に言わずに死に、しばらくして息子に「債務者が返済できなくなったので、代わりに保証債務300万円を払え」などという要求が来たら、もう目も当てられない。仰天して「聞いてないよ」と抗議しても逃げられない。見えにくい罫があるのは生命保険も同じ。被保険者が死んだ場合、受取人には自動的に保険金が振り込まれるようなイメージがあるが、そうではない。保険会社に請求しない限り、一銭も支払われないのだ。ライフカウンセラーの紀平幸正氏が言う。「加入している保険会社の

社名と証券番号を家族に知らせておかなければ、本人の死後、保険金を請求できません。ただし、保険証書がなくても、保険の名称を知らなくても構いません」 紀平氏はこんなエピソードを紹介する。あるとき肺炎をこじらせて死んだ男性がおり、加入中の保険を妻が調べると、「がん保険」だけだった。妻は「夫はがん

で死んだわけではない」と考え、保険金を請求しなかった。ところが「がん保険や成人病に対応する医療保険などでは、どんな病気かは関係なく、死亡したときには保険金が支払われます。死ぬ前の治療代には、対象の病気でなければ保険金が出ませんが、死亡のときは支払われるのです(紀平氏)

資産を没収されるとき

このケースなど、妻がなまじ保険の名称を知ったために起こった悲劇だろう。保険会社と証券番号だけを見ていれば、堂々と保険金を請求し、取りつづぐれることはなかったはずだ。また本人の死後、保険金をめぐって家族間で争いになるケースも多い。

「生保とは、保険をかけた加入者、被保険者、保険金の受取人の三者で構成されています。しかし、よくあるのが、複数の子どもがいるながら、受取人が指定されていないケース。一般家庭

で相続されるのは、持ち家と不動産が5000万円、貯金が1000万円、2000万円程度が通常ですから、仮に保険金3000万円が下りると、遺産の中で大きなウェイトを占めます。その受取人を生前から指定しておけば、後の奪い合いを防げます。生命保険金の受け取りをめぐって兄弟が対立することは、よくあるんです(テイクヒルズ社長・岩田佑介氏)

また、受け取る保険金の額を勘違いして悲惨な結果を招く場合もある。たとえば、65歳になるまで死亡保障3000万円の定期付終身保険に入り、「死んでも3000万円あるから」と言っていた男性がいた。しかし彼は、65歳の誕生日直後に死んでしまった。そうなる、65歳になる前に死ねば支払われたはずの3000万円は吹っ飛び、もらえた保険金は終身部分の300万円のみ。借金の返済にはまったく足らず、残された家族はにわかになつた。

最近海外の金融機関に資産を預けるケースが増えているが、そういう人が死んだ場合も厄介だ。FPアソシエツ&コンサルティング代表の神戸孝氏は言う。「日本の金融機関以上に、海外では故人の口座の解約や預金引き出しが大変です。やり取りはすべて現地語。さらに、当事者が現地まで行かないと応じてもらえなかつたり、本人であることを証明するために、弁護士にサインを承認してもら

る。『切る・切らない』を決めるためにも、「自分がどう生きたいのか」を考え、納得のいく選択をしたい。

費用に困るにもなりかねない(前出・曾根氏) というから大変だ。さらに、預貯金よりも恐ろしいのは借金。ファイナンシャルアソシエツ代表の藤井泰輔氏は説明する。「困るのは、亡くなった後に借金が見つかることです。人間、嫌なことは明かしたくないので、家族にも黙っ

人生 終わりよければ、すべてよし



せっかく築いた金融資産を死後に残せないケースも多い